別表六（十七）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12第１項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12第１項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「同上のうち適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数　(3)」、「同上のうち適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額　(7)」、「(17)のうち適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額　(18)」及び「差引 (17)−(18)　(19)」の各欄は、平成25年４月１日前に開始した事業年度にあつては、記載を要しない。この場合において、「給与等支給額 (6)−(7)　(8)」の欄中「(6)−(7)」とあるのは、「(6)」として記載すること。

3　「基準雇用者数 ((1)−(2))又は((1)−((2)−(3)))　(4)　」の欄は、平成25年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「((1)−(2))又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は((1)−((2)−(3)))」を消すこと。（マイナスの場合は０）

4　租税特別措置法第42条の12第１項に規定する適用年度開始の日の前日における同項第２号に規定する雇用者の数が零である場合には、「基準雇用者割合 $\frac{(4)}{(2)}$又は$\frac{(4)}{(2)-(3)}$　(5)　」の欄は記載を要せず、「比較給与等支給額 (22)＋((22)×(5)×$\frac{30}{100}$)　(23)　」の欄中「(22)＋((22)×(5)×$\frac{30}{100}$)」とあるのは「(22)＋((22)×$\frac{30}{100}$)」として記載すること。

5　「基準雇用者割合 $\frac{(4)}{(2)}$又は$\frac{(4)}{(2)-(3)}$　(5)　」の欄は、平成25年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「$\frac{(4)}{(2)}$又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は$\frac{(4)}{(2)-(3)}$」を消すこと。

6　「税額控除限度額 (20万円又は40万円)×(4)　(10)　」の欄は、平成25年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「20万円又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は40万円」を消すこと。((8)＜(9)の場合は０)

7　「当期税額基準額 (11)×$\frac{10\text{又は}20}{100}$　(12)　」の欄は、その適用を受ける法人が中小企業者等（租税特別措置法第42条の４第６項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者又は農業協同組合等をいう。）である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消すこと。

8　「改定給与等の支給額 ((17)×(20))又は((19)×(20))　(21)　」の各欄は、平成25年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「((17)×(20))又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は((19)×(20))」を消すこと。

別表六(十一)を別表六(十五)とする。